

Ten Years After

企業内弁護士の今日までそして明日から

クレディ・スイス証券株式会社 クレディ・スイス銀行東京支店 マネージング・ディレクター
法務・コンプライアンス本部長 / 日本組織内弁護士協会 (JILA) 理事 / 第二東京弁護士会会員 室伏 康志 *Murofushi, Yasushi*

筆者は、1985年の弁護士登録(37期)以来、15年間、法律事務所、国際金融関係の法律業務を行い、2000年4月にクレディ・スイスの日本拠点の法務・コンプライアンス部門の責任者として入社し、以後、11年間の企業内弁護士としての経験を有する。昨年弊社内の研修で「Ten Years After」と題して、弊社グループの昨年までの10年間で、法務・コンプライアンスの観点から振り返るという試みを行った。また、今年の春、日本組織内弁護士協会(JILA)での新入会員向けセミナーでも企業内弁護士としての観点からこの10年を振り返る内容のお話をさせていただく機会があった。

この10年間は、世界の中で金融というひとつのビジネス分野が、良くも悪くも社会全体にこれまでにない大きな影響を与え続けた期間であった。また、企業内弁護士の視点からすると、金融業界は法令遵守に対する要求の厳しさおよび難しさ、ならびに規制当局との緊張関係の高さにおいて、他の業種に比べて明らかに独特なものがあるといえよう。歴史的にも、我が国においては、一部の大企業を除き、外資系金融機関が率先して企業内弁護士を受け入れてきたことができる。

筆者も編集者の一人であった『涉外弁護士業務データファイル』¹⁾の中に掲載されている、企業法務の方々と弁護士との座談会において、筆者は、当時高名な企業内弁護士だった大先輩の先生に対して、「企業に入るというのは何かちょっと亜流というの

か、志をちょっと曲げているんじゃないか」という暴言とも取られかねない質問をしたことがあったが、今やおそらくそんなことを疑問に思うことがないまま、企業内弁護士はあらゆる業種で増加の一途をたどっている。

以前、第二東京弁護士会の企画による金融機関のジェネラル・カウンセルのシンポジウムに参加した際に、司会者から「どういった外部弁護士が困るか」と聞かれ、筆者は、受けを狙ったつもりもないのだが、「高い、遅い、まずい」と答えたら、場が一瞬凍りついたことがあった²⁾。シンポジウムが終わった後の出席者(基本的にすべて弁護士)のアンケートに「俺達「マチベン」を馬鹿にしやがって」というコメントがあったのにはいささか吃驚した。筆者の発言に対するコメントか否かは不明だが、依頼者が弁護士のサービスをどう評価しているかを知る機会というのは、外部弁護士の場合、気がついたら依頼者が来なくなっていたという程度しかないと思われる。その点、企業内弁護士の場合には常に依頼者に向き合っており、フィードバックも極めて直截になされる。

金融機関の企業内弁護士にとって、この10年間の様々な変化の中で特筆すべき点のひとつに、規制当局との関係が挙げられるだろう。そもそも筆者が弊社に入社するきっかけとなったのは、1999年当時依頼者であった弊社グループに関する規制上の問題であった³⁾。その対応で当時の弊社のグローバルの法務・コンプライアンス部門の最高責任者等と

1) 涉外弁護士実務研究会編『涉外弁護士業務データファイル』中央経済社 2000年

2) 「シンポジウム企業内弁護士」NIBEN Frontier 2004年12月号～2005年2月号

緊密に仕事をする中で、困り果てている依頼者のために、ひとはだ腕いでやろうという気概もあった一方、それまで15年間法律事務所携わってきた職務から何か違う新しいことに挑戦してみたいという気持ちもあった。その当時は、金融監督庁(現在の金融庁)が、それまで言わば「治外法権」であった外資系金融機関に対して、徹底的な(あるいは攻撃的な)検査を行い、それに基づいて片っ端から行政処分を課した。そのような中で、当時の金融機関の企業内弁護士は、当局との緊張関係の中で、必ずしも行政官にとっては得意とは言えない法解釈、適正手続きの確保と言った観点からの議論で、依頼者である自らの所属する企業の利益を守るべく奮闘したものである。大企業の中での利益追求のみが企業内弁護士の業務であるというような理解があるとすれば、明らかな誤りである。コンプライアンス(法令遵守)を率先して遂行し、更には、レピュテーション・リスク(風評リスク)から企業を守るべく業務を遂行していくことが、企業の内外から我々企業内弁護士に求められている。

金融の国際化が一段と進展し、政府も日本の金融市場の国際化を政策として掲げる中で、規制当局との関係も、以前の過度の緊張関係から、より健全な「対話」ができる関係へと向かっていった。筆者が設立当初より委員を務める「国際銀行協会(International Bankers Association)⁴⁾」の証券分科委員会では、企業内弁護士やコンプライアンス・オフィサーを中心に、当初は、当局に対して規制緩和や検査実務の改善の要望を主に行っていたが、とりわけ金融商品取引法の導入の際には、当時の金融商品取引法令準備室長のもと、金融庁に出向されていた多くの任期付公務員弁護士の方々とたくさん議論させていただき、新法、政府令施行にあたり、実務の観点からの多くの情報とコメントを提供することができたのは光栄であった。

今後は、グローバル・スタンダードに則り、官、民、学、そして在野法曹の相互交流(リボルビング・ドア)はますます盛んになるべきであると考えます。

それによって、規制当局と企業内弁護士との間でも、本来金融市場の参加者としての共通の利益をきちんと見極めて、その中で、それぞれの独自の利益・関心事項を尊重した健全な議論ができる場が構築されていくものと思うし、喜ばしいことに、現在は明らかにその方向へ進んでいるといえよう。

時代は急激に変化している。法曹界だけが変わらずにいられるはずはない。弁護士(であること)が特別の存在であることなどは、もうとうの昔に終わっているのだと思う。そのことは、依頼者の側になることで、とてもよく認識することができる。依頼者は、弁護士が提供するサービスが、「安くて、うまい」か、「高くて、まずい」のか、極めて敏感になっている。弁護士資格は、自動車運転免許と同じであるとまではいわなくとも、あくまで出発点にすぎないという至極当然なことを認識するのに、法曹人口の急激な増加でようやく本来あるべき競争状態になるまで、「裸の王様」のまま時間ばかりかかったことは、皆にとって不幸であったといわざるをえない。この10年間の企業内弁護士の爆発的増大に鑑みれば、企業内弁護士も、それ自体が「新しいフィールド」ではなく、本間正浩弁護士(JILA理事)の本連載の初回、また同じ号の特集での片岡祥子弁護士(JILA理事長)の論稿にあるように「企業内弁護士」と一括りで議論することはほとんど意味をなさなくなってきている。最近とみに増加している、外部法律事務所の経験を経ずに企業に入る新人企業内弁護士の方々と話していると、自らを「先生」と呼ばれないことに何ら違和感も感じていない人が多いのに少し吃驚する。弁護士としての矜持と「先生」とは必ずしも一体ではないのかもしれないが、ますます激化する競争状態の中で、弁護士という資格に見合ったレベルの法的サービスを提供できる真に「先生」と呼ばれうる存在であり続けるためには、不断の研鑽の努力なしには難しいということは、企業内弁護士にも当然あてはまるものと考えます。これから次の10年間には、更に大きな変化が企業内弁護士全体にもたらされることは明らかであろう。

3) 1999年7月29日金融監督庁長官談話「クレディ・スイス・グループ等について」

4) <http://www.ibajapan.org/jp/>